富士箱根伊豆国立公園

（富士山地域）

公園区域及び公園計画変更書

［第２次点検］

平成３０年　３月２７日

環　　境　　省

目　次

第１　公園区域の変更・・・

第１　公園区域の変更

１　変更理由

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を頂点とし、伊豆半島から伊豆諸島、硫黄海嶺に続く火山列に起因する火山弧峰、火山カルデラ、半島、列島景観により構成され、フィリピン海プレートがユーラシアプレート及びオホーツクプレートに沈み込むプレートテクトニクスのダイナミズムを感じることができる国立公園である。

本国立公園は、わが国の最高峰富士山を中心とする地域では、東に石割山や三国峠、西に天子山系、南に愛鷹山、北に御坂山系などの山々と、富士山北斜面の溶岩流上に広がる青木ヶ原樹海、富士五湖と称される湖沼群など、山林及び湖沼の一体的景観に加え、箱根外輪山に囲まれた地域では、箱根カルデラ内の芦ノ湖及び仙石原を中心とする火口原部等、変化に富む繊細な景観を有することから、昭和 11 年に富士箱根国立公園として指定された。昭和 30 年に伊豆半島地域の編入によって、名称が富士箱根伊豆国立公園となった。その後、昭和 39 年に伊豆諸島地域が編入され現在に至っている。

本公園富士山地域は、平成８年に公園計画の再検討が実施され、平成 18 年に第１次点検を行っている。

第１次点検以降の特筆すべき社会情勢の動向として、平成 25 年６月 22 日に富士山が世界文化遺産に登録されたことが挙げられる。世界文化遺産富士山及びその構成資産については、保存管理体制を確立するための国内法の担保として大部分が国立公園となっている。

今回は、本地域を取り巻くこれらの情勢変化を踏まえ、現行計画を踏まえつつ、区域線が不明確であった箇所について、明確化を図るため必要最小限の公園区域の変更（第２次点検）を行うものである。

2　変更する公園区域

富士箱根伊豆公園国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

（表１：公園区域（陸域）変更表）

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積（ha）
1	拡張	山梨県富士吉田市内 県有林富士・東部事業区 408 林班の一部	小富士山頂から西側は既に国立公園区域であり、車馬等の乗入れ規制区域に指定されているが、区域が地形的に明瞭ではなく、公園外からの車馬の進入による荒廃の進行が懸念されるため、自衛隊演習地に隣接するよう区域を拡張し、小富士林道の出口を公園区域内に含むことで、公園区域の明確化と周辺の風致の維持を図る。	63 （公　63）
2	拡張	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	0 （私　0）
1	削除	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を削除する。	△8 （私　△8）
2	削除	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を削除する。	△1 （私　△1）
			変更部分 面積計	54 （公　63） （私　△9）
			変更前 公園面積	60,591 （国 12,853 公 24,659 私 23,079）
			変更後 公園面積	60,645 （国 12,853 公 24,722 私 23,070）

公園区域変更図位置図

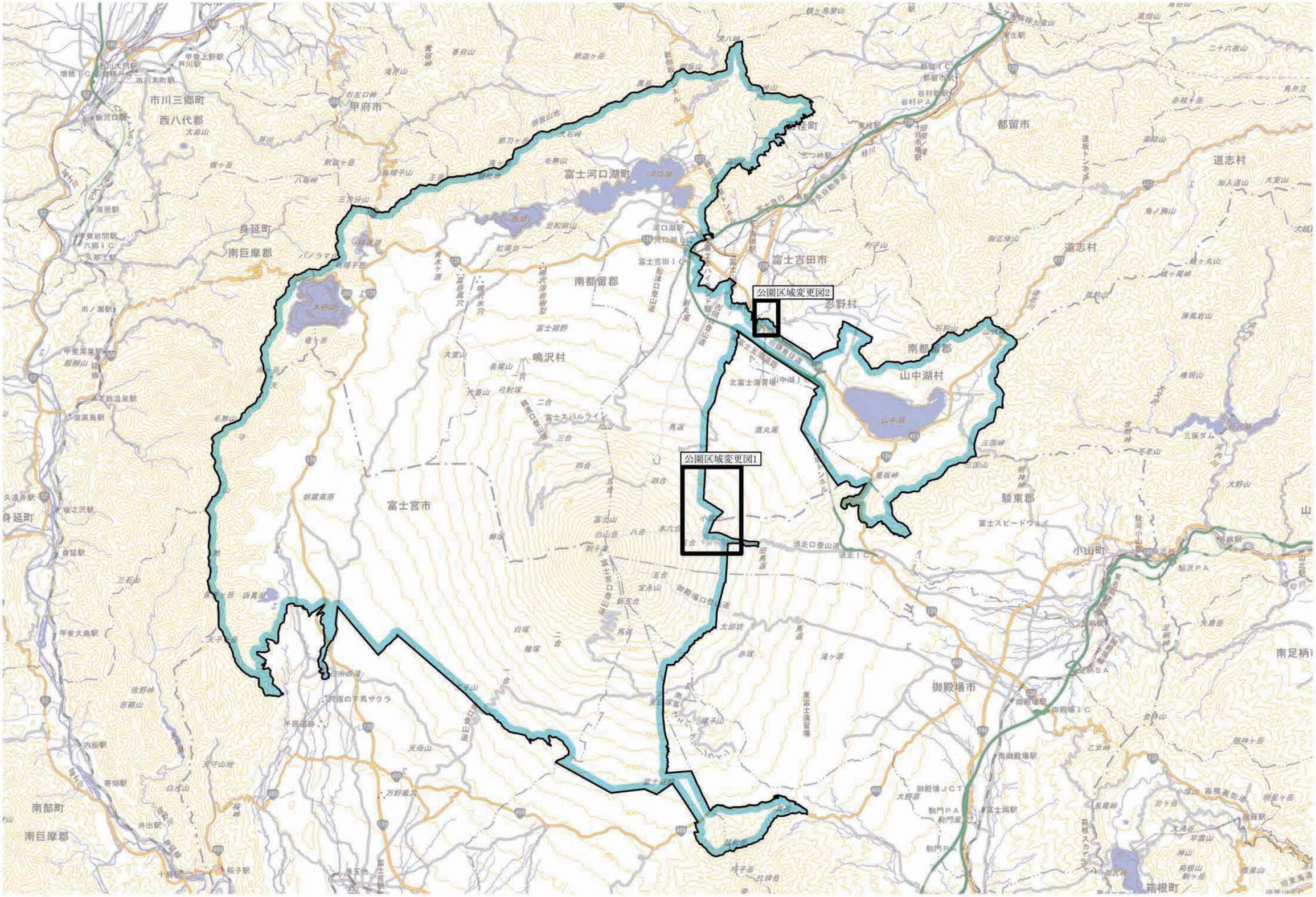

N

1:160,000

公園区域変更図1

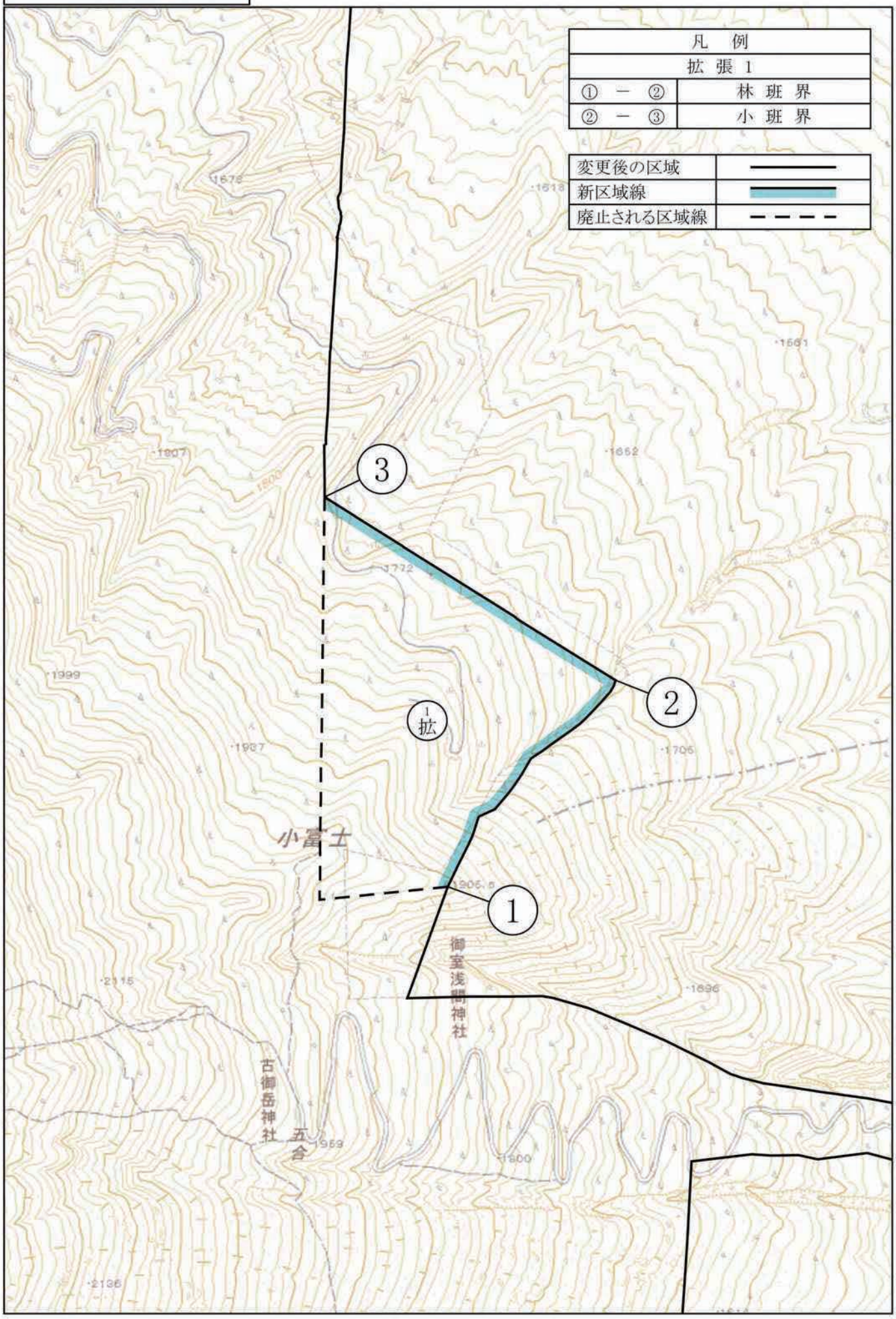
凡　例
拡　張　1
①　－　②　林　班　界
②　－　③　小　班　界
変更後の区域
新区域線
廃止される区域線
3
2
1
拡
小富士
御室浅間神社
古御岳神社
五合
N
1:15,000

公園区域変更図2

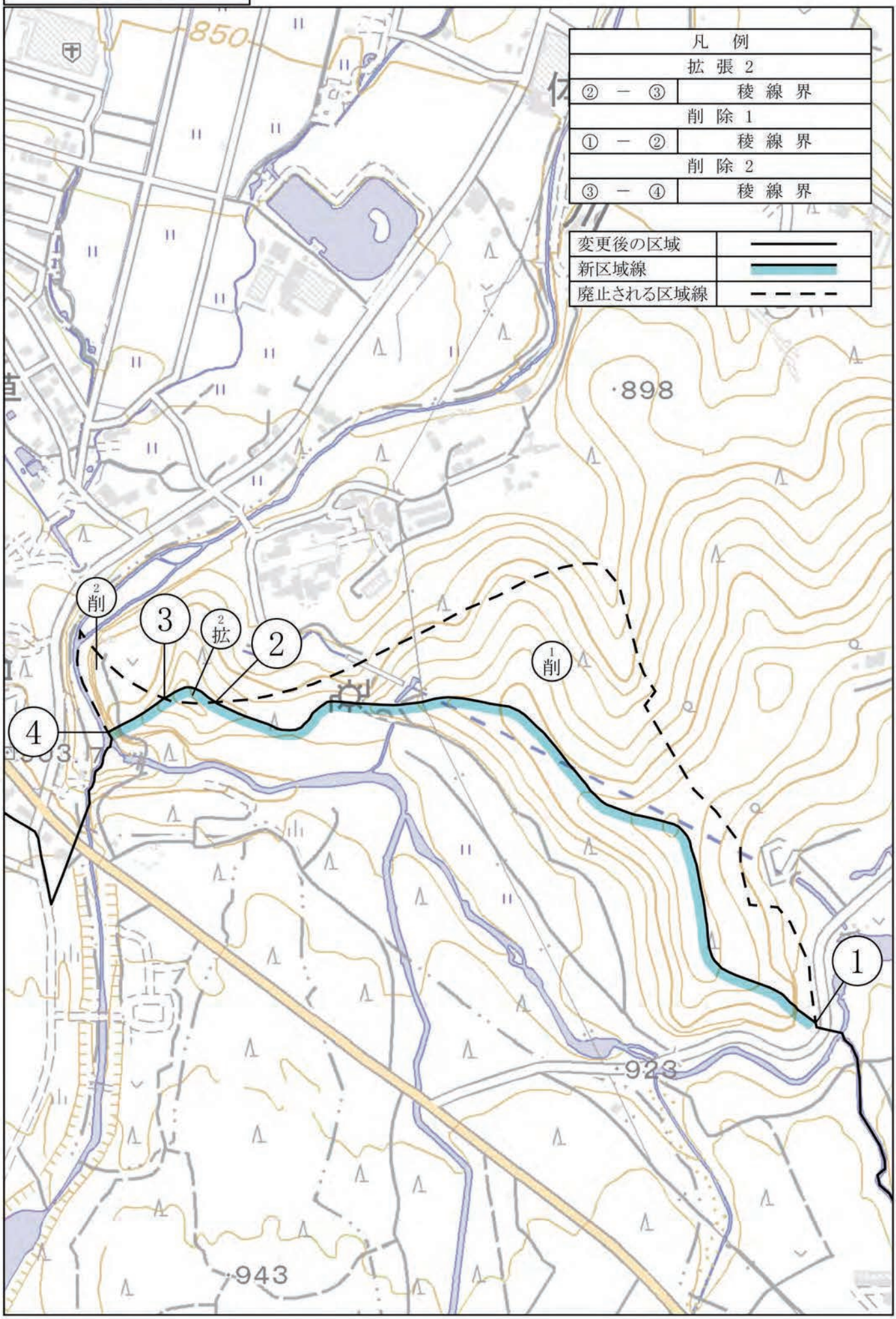
凡　例
拡張2
②－③　稜線界
削除1
①－②　稜線界
削除2
③－④　稜線界
変更後の区域
新区域線
廃止される区域線
850
898
923
943
1
2
3
4
2拡
2削
1削
N
1:6,000

第２　公園計画の変更

１　変更理由

前述のとおり、第一次点検以降 10 年以上再点検が行われていないことと、その後の本地域を取り巻く情勢変化を踏まえ、規制計画及び事業計画の変更を行う。

今回は、現行計画を踏まえつつ、規制計画については、富士山世界文化遺産登録に係る勧告や登録後の風致景観等の保全機運の高まりにより、新たに保護の充実を図るべきと認められる箇所である、富士五湖（西湖）において動力船の乗入れの規制区域を設けるほか、従来から不明であった公園区域線の明確化を図るための必要最小限の変更を行う。また、事業計画については、富士山世界文化遺産登録に係る保全状況報告書に基づき、富士山遙拝のための広場として整備が必要な精進口五合目及び朝霧高原において園地を追加するほか、本栖湖及び精進湖周辺の歩道と舟遊場、中の倉峠から竜ヶ岳方面に抜ける歩道などの利用施設計画を追加する。

２　規制計画の変更内容

（１）保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア　特別地域

（特別地域の区域の一部変更の場合）

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表２：特別地域変更表）

都道府県名	変更後		変更前	
	区域	面積(ha)	区域	面積(ha)
山梨県	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39 林班の全部 富士吉田市内 県有林富士・東部事業区 412 林班から 414 林班まで、416 林班から 418 林班まで、547 林班及び 548 林班の全部並びに 405 林班、408 林班から 411 林班まで、415 林班及び 486 林班の各一部 富士吉田市 新屋（あらや）及び上吉田の各一部	4,449	富士吉田市内 国有林山梨森林管理事務所 39 林班の全部 富士吉田市内 県有林富士・東部事業区 412 林班から 414 林班まで、416 林班から 418 林班まで、547 林班及び 548 林班の全部並びに 405 林班、408 林班から 411 林班まで、415 林班及び 486 林班の各一部 富士吉田市 新屋（あらや）及び上吉田の各一部	4,386
	南都留郡忍野村忍草の一部	41	南都留郡忍野村忍草の一部	50
			変更部分面積合計	54
			変更前特別地域面積	33,838
			変更後特別地域面積	33,892

（ア）　第２種特別地域

第２種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表３：第２種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	拡張	特別地域の拡張	富士山北・北東麓亜高山帯	山梨県富士吉田市 県有林富士・東部事業区 408 林班の一部	小富士山頂から西側は既に国立公園区域であり、車馬等の乗入れ規制区域に指定されているが、区域が地形的に明瞭ではなく、公園外からの車馬の進入による荒廃の進行が懸念されるため、自衛隊演習地に隣接するよう区域を拡張し、小富士林道の出口を公園区域内に含むことで、公園区域の明確化と周辺の風致の維持を図る。	63
					変更部分面積計	63
					変更前第２種特別地域面積	9,156
					変更後第２種特別地域面積	9,219

（イ）　第３種特別地域

第３種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

（表４：第３種特別地域変更表）

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積(ha)
1	拡張	特別地域の拡張	梨ヶ原	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を拡張する。	0
1	削除	特別地域の縮小	梨ヶ原	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を削除する。	△8
2	削除	特別地域の縮小	梨ヶ原	山梨県南都留郡忍野村忍草の一部	公園区域の明確化に伴い、区域を削除する。	△1
					変更部分面積計	△9
					変更前第３種特別地域面積	16,402
					変更後第３種特別地域面積	16,393

保護規制計画変更図位置図

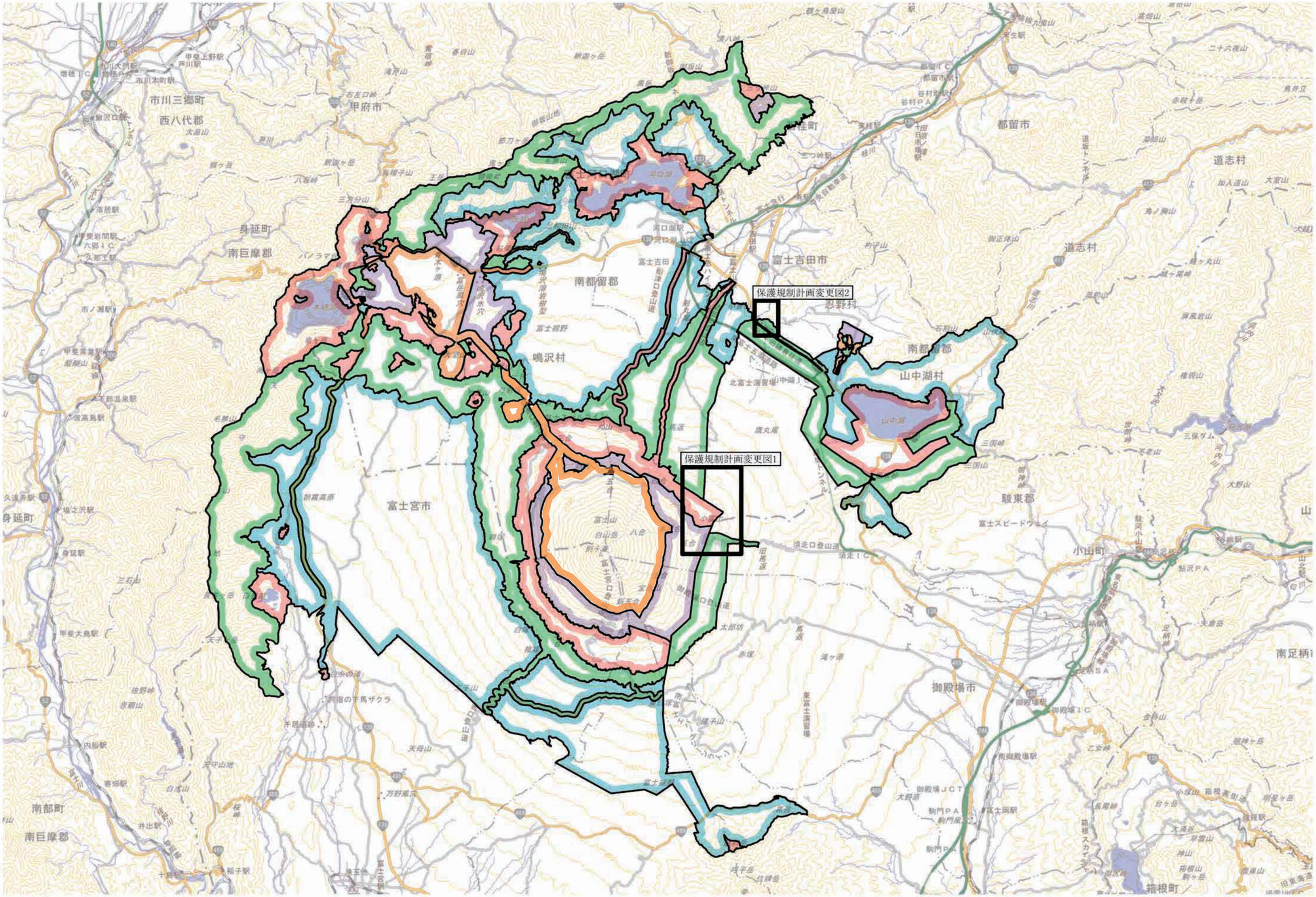

N

1:160, 000

保護規制計画変更図1

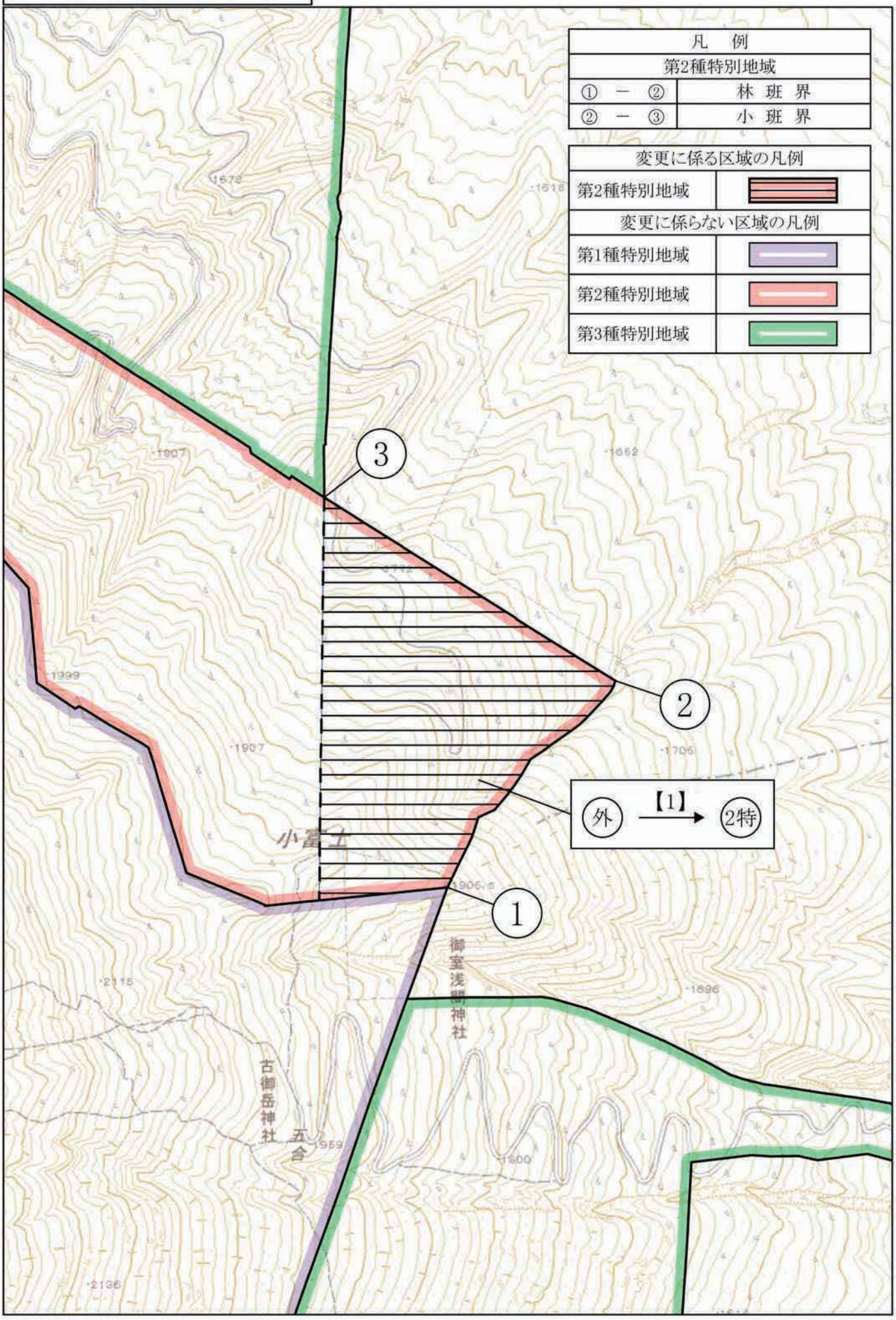

N

1:15,000

保護規制計画変更図2

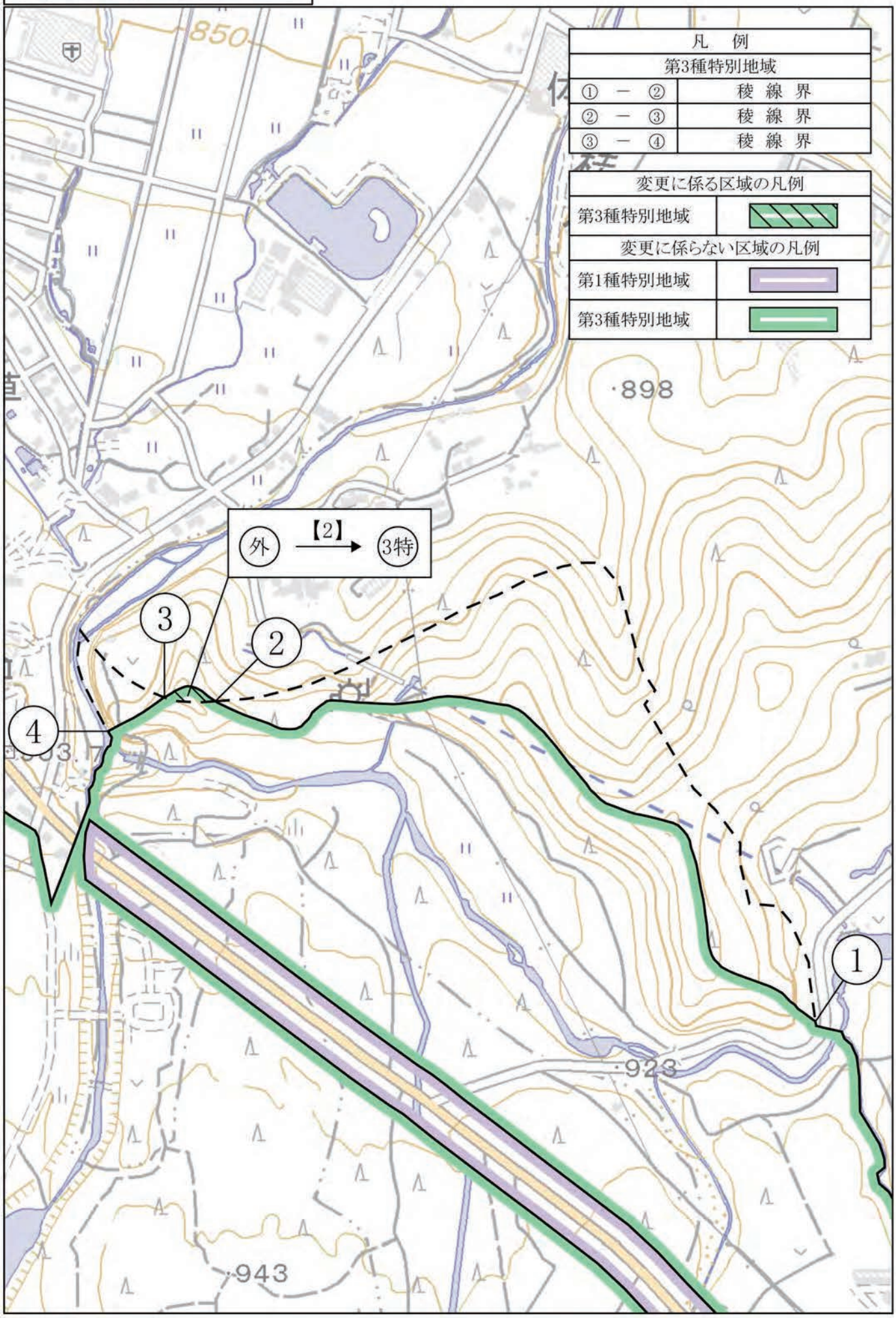

N

1:6,000

イ　関連事項

（ア）　乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする。

（表５：乗入れ規制区域及び期間表）

名称	区域	地種区分	区域の概要	面積(ha)	期間
西湖	山梨県南都留郡富士河口湖町（西湖水面の全部）	第２種特別地域	富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の一つである。近年、絶滅したと思われていたクニマスの生息が確認された。 西湖は、地元漁業協同組合による自主的な動力船の持ち込み規制及び山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例により比較的静穏な環境が保たれている。将来にわたって、プレジャーボート等の動力船の乗入れに起因する水質汚濁や騒音等による影響を排除し、野生動植物の生育環境の保全及び静穏な利用環境の維持を図るために区域を指定するものである。	205	通年

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域の一部をを次のとおり変更する。

（表６：乗入れ規制区域及び期間表）

番号	区分	名称	区域	地種区分	変更理由	変更面積(ha)	変更後面積(ha)	変更前期間	変更後期間
1	拡張	富士山	山梨県富士吉田市 県有林富士・東部事業区408林班の一部	第２種特別地域	当該地は、富士山中腹以上の火山荒原の一部であり、オンタデ、イタドリ、フジアザミ、フジハタザオ等の特殊条件下でも生育可能な植物が群落を形成している。 オフロードバイクの乗入れが著しく、それに伴う植生の荒廃、自然地形の改変等が自然環境保全上の問題となっているので、貴重な自然環境の保護を図るため乗入れ規制区域を拡張する。	63	7,552	通年	通年

乗入れ規制区域変更図位置図

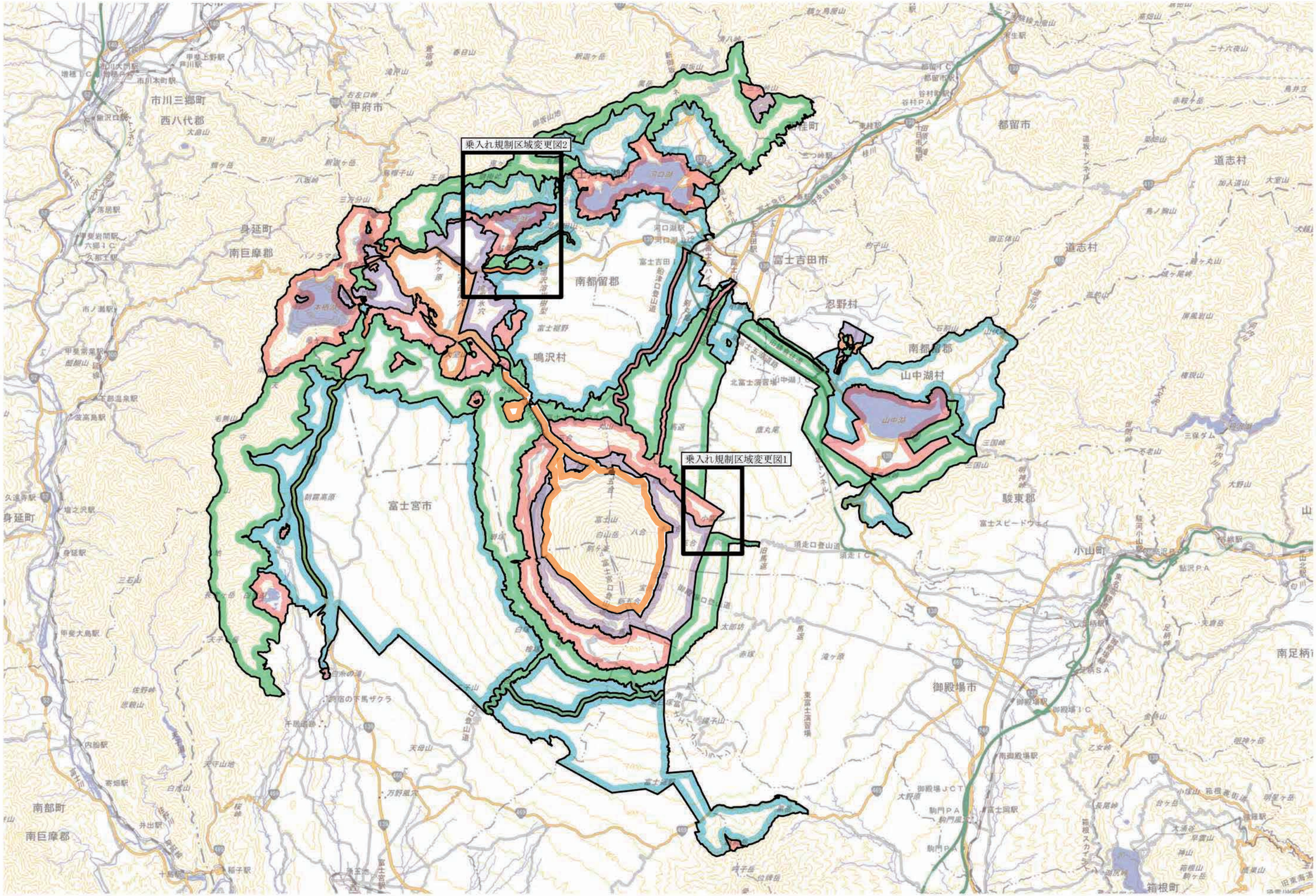

N

1:160, 000

乗入れ規制区域変更図1

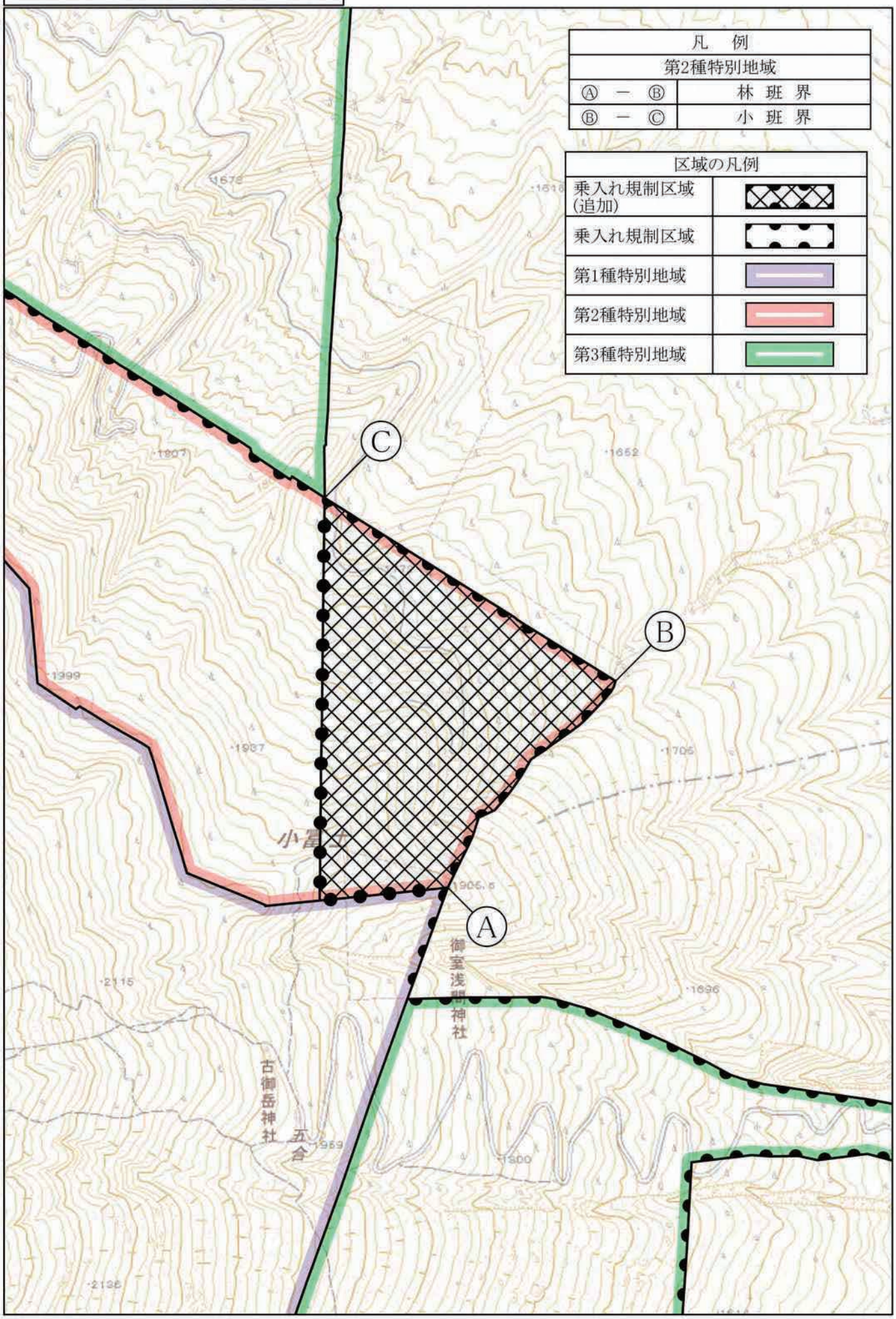

N

1:15,000

乗入れ規制区域変更図2

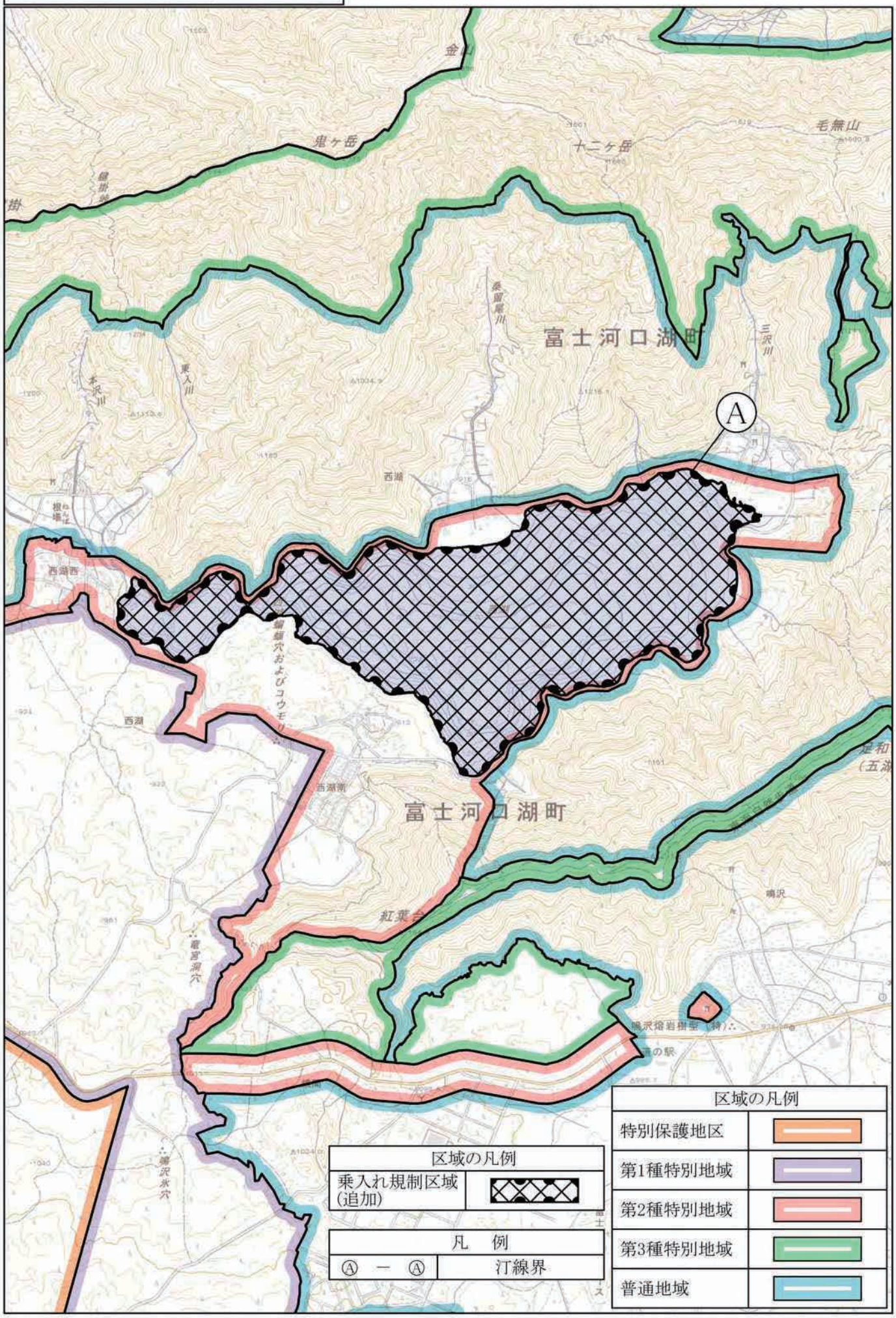

ウ　面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

（表７：地域地区別土地所有別面積総括表）

（単位：面積　ｈａ，比率　％）

地域区分		特別地域												普通地域			合計		
地種区分		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域								
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私
山梨県	土地所有別面積	0	3,172	57	12	1,985	68	2,155	4,632	973	0	9,363	1068	0	3,173	10,138	2,167	22,325	12,304
	地種区分別面積	3,229			2,065			7,760			10,431			13,311			36,796		
	地域地区別面積				20,256														
	地域別面積	23,485																	
静岡県	土地所有別面積	1,008	0	0	1,573	0	0	1,125	39	295	1,811	1,174	2,977	5,165	1,184	7,093	10,682	2,397	10,365
	地種区分別面積	1,008			1,573			1,459			5,962			13,442			23,444		
	地域地区別面積				8,994														
	地域別面積	10,002																	
富士山頂	土地所有別面積	4	0	401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	401
	地種区分別面積	405			0			0			0			0			405		
	地域地区別面積				0														
	地域別面積	405																	
合計	土地所有別面積	1,012	3,172	458	1,585	1,985	68	3,280	4,671	1,268	1,811	10,537	4,045	5,165	4,357	17,231	12,853	24,722	23,070
	地種区分別面積（比率）	4,642（7.6）			3,638（6.0）			9,219（15.2）			16,393（27.0）			26,753（44.1）			60,645（100.0）		
	地域地区別面積（比率）				29,250（48.2）														
	地域別面積（比率）	33,892（55.9）																	

（表８：地域地区別市町村別面積総括表）

（単位：面積　ｈａ）

市町村		地域地区	現行 特別地域 特保	現行 特別地域 第1種	現行 特別地域 第2種	現行 特別地域 第3種	現行 特別地域 小　計	現行 普通地域	現行 合計	変更後 特別地域 特保	変更後 特別地域 第1種	変更後 特別地域 第2種	変更後 特別地域 第3種	変更後 特別地域 小計	変更後 普通地域	変更後 合　計	増減（陸域）
山梨県	富士吉田市		533	328	860	2, 665	4, 386	1, 070	5, 456	533	328	923	2, 665	4, 449	1, 070	5, 519	63
山梨県	南巨摩郡	身延町	0	7	787	0	794	0	794	0	7	787	0	794	0	794	0
山梨県	南都留郡	西桂町	0	86	0	343	429	0	429	0	86	0	343	429	0	429	0
山梨県	南都留郡	忍野村	0	0	0	50	50	0	50	0	0	0	41	41	0	41	△9
山梨県	南都留郡	山中湖村	57	95	1, 424	1, 231	2, 807	2, 093	4, 900	57	95	1, 424	1, 231	2, 807	2, 093	4, 900	0
山梨県	南都留郡	富士河口湖町	1, 139	879	3, 379	4, 344	9, 741	6, 416	16, 157	1, 139	879	3, 379	4, 344	9, 741	6, 416	16, 157	0
山梨県	南都留郡	鳴沢村	1, 500	670	1, 247	1, 807	5, 224	3, 732	8, 956	1, 500	670	1, 247	1, 807	5, 224	3, 732	8, 956	0
小計			3, 229	2, 065	7, 697	10, 440	23, 431	13, 311	36, 742	3, 229	2, 065	7, 760	10, 431	23, 485	13, 311	36, 796	54
静岡県	富士宮市		463	577	1, 075	4, 923	7, 038	10, 757	17, 795	463	577	1, 075	4, 923	7, 038	10, 757	17, 795	0
静岡県	富士市		38	59	295	191	583	1, 911	2, 494	38	59	295	191	583	1, 911	2, 494	0
静岡県	御殿場市		287	555	7	590	1, 439	0	1, 439	287	555	7	590	1, 439	0	1, 439	0
静岡県	裾野市		0	5	82	44	131	440	571	0	5	82	44	131	440	571	0
静岡県	駿東郡	小山町	220	377	0	214	811	334	1, 145	220	377	0	214	811	334	1, 145	0
小計			1, 008	1, 573	1, 459	5, 962	10, 002	13, 442	23, 444	1, 008	1, 573	1, 459	5, 962	10, 002	13, 442	23, 444	0
富士山頂（県境未確定）			405	0	0	0	405	0	405	405	0	0	0	405	0	405	0
合計			4, 642	3, 638	9, 156	16, 402	33, 838	26, 753	60, 591	4, 642	3, 638	9, 219	16, 393	33, 892	26, 753	60, 645	54

３　事業計画の変更内容

（１）施設計画

ア　利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

（ア）　単独施設

次の単独施設を追加する。

（表９：単独施設表）

番号	種類	位置	整備方針
103	園地	山梨県富士吉田市及び南都留郡鳴沢村（精進口五合目）	富士登山（河口湖口）線道路（車道）終点において、利用者の休憩、散策、富士山の展望のための園地として整備する。
104	舟遊場	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進湖北岸）	精進湖における舟遊びの施設として整備する。
105	園地	静岡県富士宮市（猪之頭人穴道）	富士吉田富士宮線（車道）のドライブ利用者の休憩及び野外レクリエーション等のための園地として整備する。
106	野営場	静岡県富士宮市（猪之頭人穴道）	富士山の景観を活かし、隣接する猪之頭園地と連携した野外宿泊の拠点として整備する。

次の単独施設を削除する。

（表１０：単独施設削除表）

番号	種類	位置	告示年月日	理由
2	宿舎	山梨県富士吉田市（諏訪の森）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
4	園地	山梨県富士吉田市、南都留郡忍野村及び山中湖村（鐘山）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
22	園地	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進赤池）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
23	宿舎	山梨県南都留郡富士河口湖町（精進赤池）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
32	宿舎	山梨県巨摩郡身延町（本栖湖西岸）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
45	園地	山梨県南都留郡山中湖村（三国山）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
60	給油施設	山梨県南都留郡富士河口湖町（船津）	平成８年７月 16 日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。

（イ）　道路

ａ　車道

次の車道を削除する。

（表１１：道路（車道）削除表）

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
13	富士北麓公園線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（船津胎内・車道分岐点） 終点－山梨県富士吉田市（中ノ茶屋・車道合流点）		平成８年７月16日	公園外に富士登山（河口湖口）線（車道）と富士吉田口登山線（車道）との連絡道路が整備されており、本路線の整備方針に掲げる目標を補完していることから、公園事業として整備する必要性が無くなったため。

ｂ　歩道

次の歩道を追加する。

（表１２：道路（歩道）表）

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
35	中ノ倉雨ヶ岳線	起点－山梨県南巨摩郡身延町（本栖湖畔） 起点－山梨県南巨摩郡身延町（長崎） 終点－山梨県南巨摩郡身延町（雨ヶ岳・歩道合流点）	中ノ倉峠 中ノ倉山	本栖湖畔から中ノ倉峠、中ノ倉山を経て雨ヶ岳に至る登山道として整備する。	

次の歩道を削除する。

（表１３：道路（歩道）削除表）

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
4	精進五湖山線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（精進湖畔） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（五湖山・歩道合流点）		平成８年７月16日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
5	本栖パノラマ台線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖大久保） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（パノラマ台・歩道合流点）		平成８年７月16日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
16	御坂峠線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（御坂トンネル南口） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（御坂峠・歩道合流点）		平成８年７月16日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。
17	大石大石峠線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（大石） 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（大石峠・歩道合流点）		平成８年７月16日	必要性が無く、整備の見込みも無いため。

次の歩道を次のとおり変更する。

（表１４：道路（歩道）変更表）

現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
7	天子山系縦走線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖湖畔） 終点－静岡県富士宮市（長者ヶ岳・歩道合流点）	雨ヶ岳、毛無山	平成８年７月16日	5	天子山系縦走線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖・歩道合流点） 終点－静岡県富士宮市（長者ヶ岳・歩道合流点）	雨ヶ岳、毛無山	本栖から天子山系を縦走する登山道として整備する。	現行の本栖湖畔から竜ヶ岳山頂へ至る路線区間は、地図上の身延町と富士河口湖町の境界線を歩道と見誤って引かれたもので、現地に歩道は存在しないためこの区間を削除し、本栖集団施設地区からの利用者の多い、東海自然歩道から分岐し竜ヶ岳山頂に至る路線を追加する。
14	三ッ峠山口浅川線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山口） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道合流点） 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道合流点） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（浅川）		平成８年７月16日		三ッ峠山口浅川線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山口） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道合流点） 起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道合流点） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（浅川） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（天上山）		甲府船津線道路（車道）の三ッ峠山口及び河口湖畔の浅川、天上山線索道運送施設の天上山から三ッ峠山への登山道として整備する。	利用実態にあわせて区間追加を行う。
15	御坂山系縦走線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道分岐点） 終点－山梨県南都留郡富士河口湖町（本栖湖畔）	御坂峠、大石峠、王岳	平成８年７月16日	13	御坂山系縦走線	起点－山梨県南都留郡富士河口湖町（三ッ峠山・歩道分岐点） 終点－山梨県南巨摩郡身延町（中ノ倉峠）	御坂峠、大石峠、王岳	三ッ峠山から中ノ倉峠へ、富士山を展望しながら、縦走する登山道として整備する。	現行の稜線から本栖湖畔へ至る路線区間は、地図上の身延町と富士河口湖町の境界線を歩道と見誤って引かれたもので、現地に歩道は存在しないためこの区間を削除し、稜線延長上の中ノ倉峠を経由して本栖湖畔あるいは中ノ倉山や雨ヶ岳に至る縦走利用者があることから、新規についてする中ノ倉雨ヶ岳線に接続する区間を追加する。
21	精進口三合目御庭線	起点－山梨県南都留郡鳴沢村（精進口三合目・歩道分岐点） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（御庭・歩道合流点）	奥庭	平成８年７月16日	17	御庭奥庭線	起点－山梨県南都留郡鳴沢村（御庭・歩道合流点） 終点－山梨県南都留郡鳴沢村（奥庭）		御庭及び奥庭周辺の亜高山帯針葉樹林を観察する探勝歩道として整備する。	利用実態にあわせて区間削除を行う。

利用施設計画変更図位置図

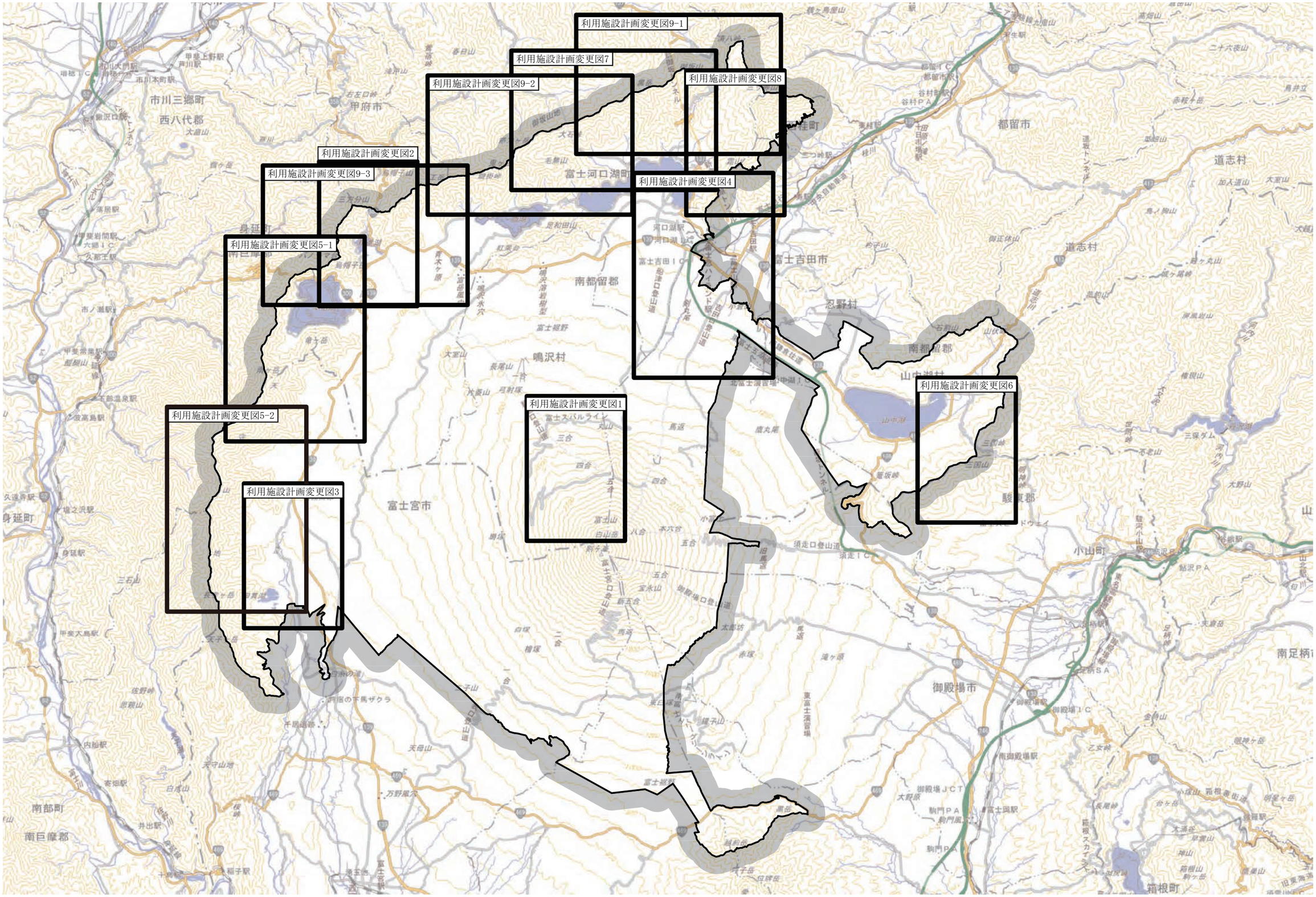

N

1:160,000

利用施設計画変更図1

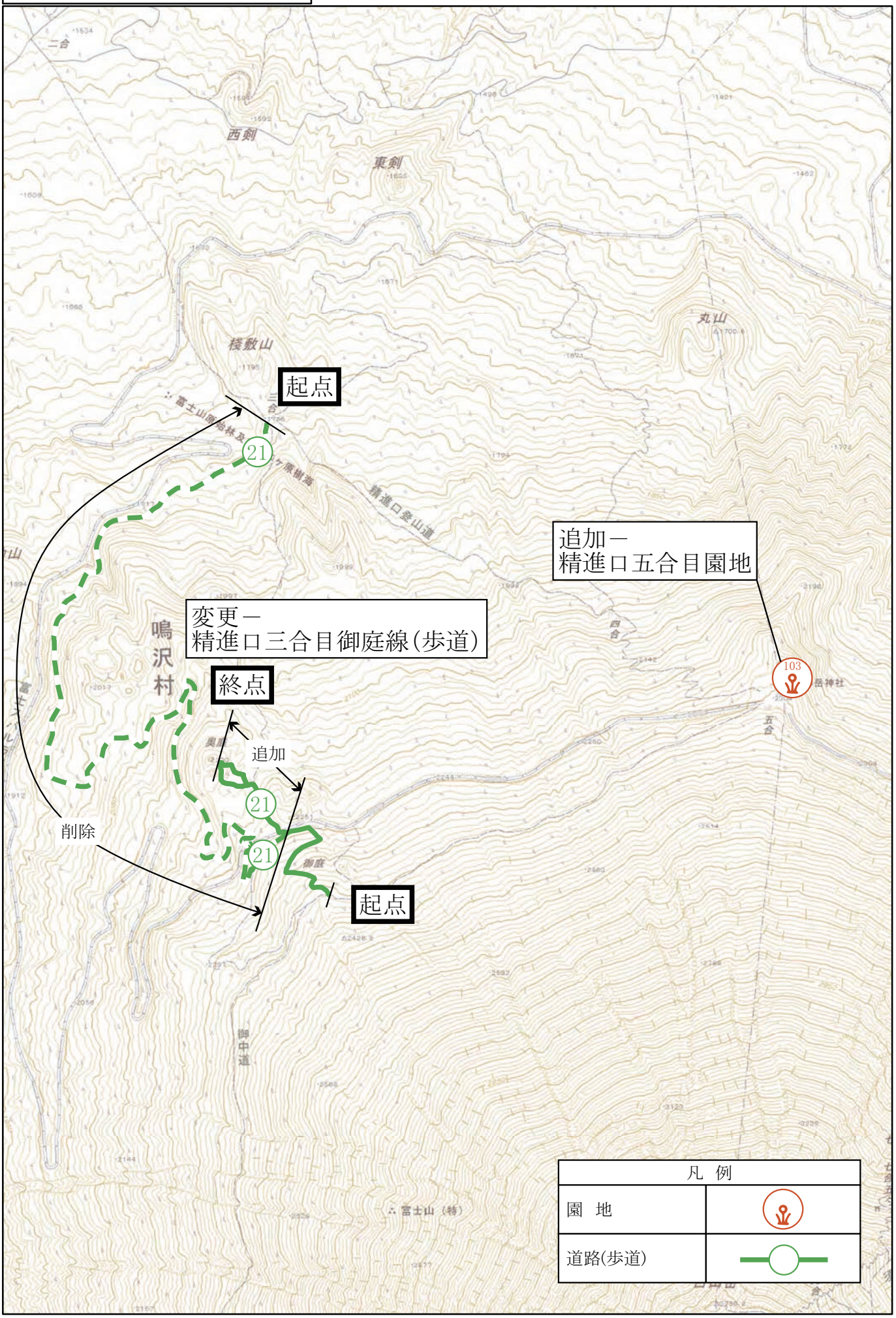

N

1:25,000

利用施設計画変更図2

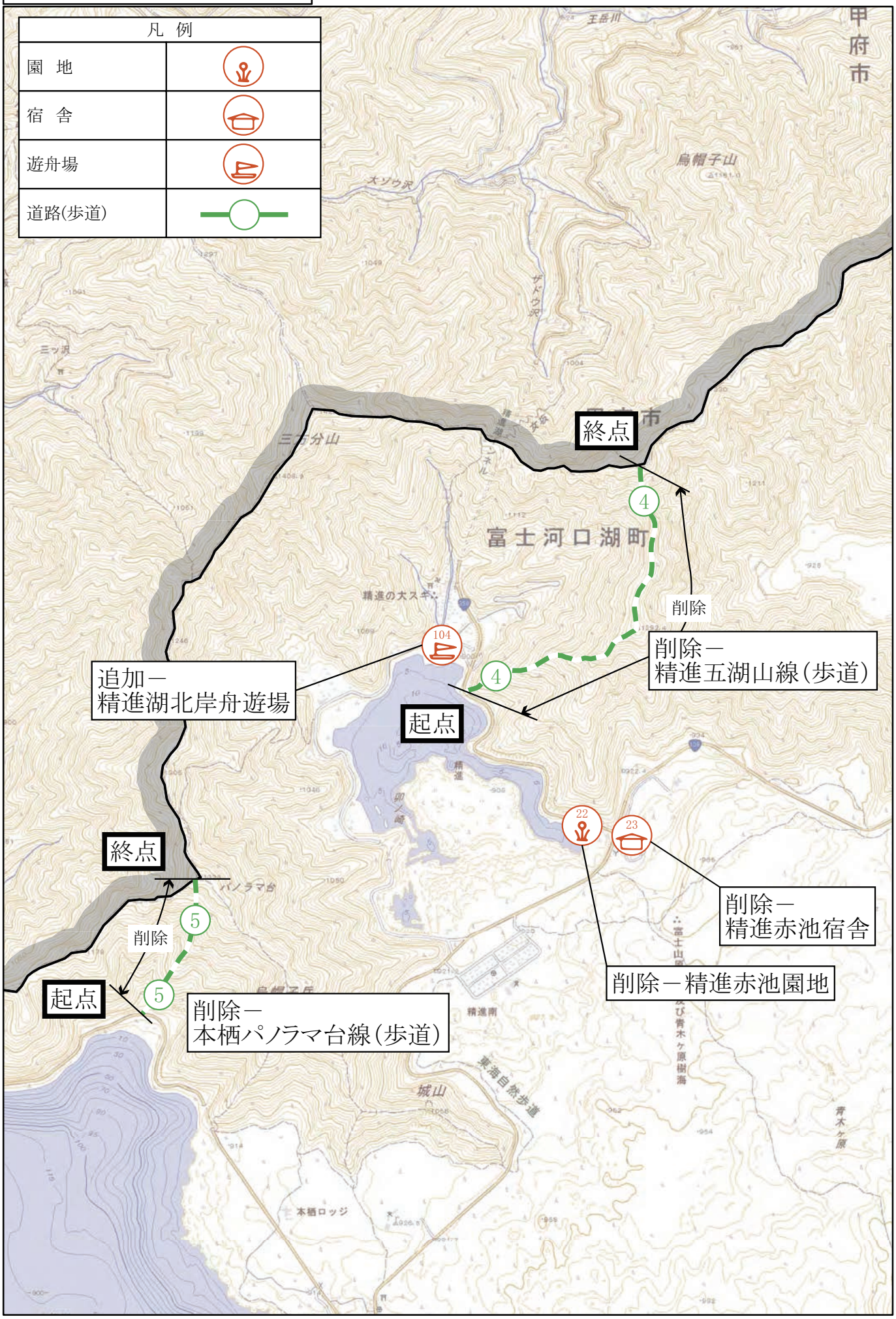
凡　例
園　地
宿　舎
遊舟場
道路(歩道)
甲府市
烏帽子山
三方分山
富士河口湖町
精進の大スギ
終点
起点
4
削除
削除－
精進五湖山線(歩道)
104
追加－
精進湖北岸舟遊場
22
23
削除－
精進赤池宿舎
削除－精進赤池園地
パノラマ台
5
削除－
本栖パノラマ台線(歩道)
城山
東海自然歩道
本栖ロッジ
青木ヶ原
N
1:25,000

利用施設計画変更図3

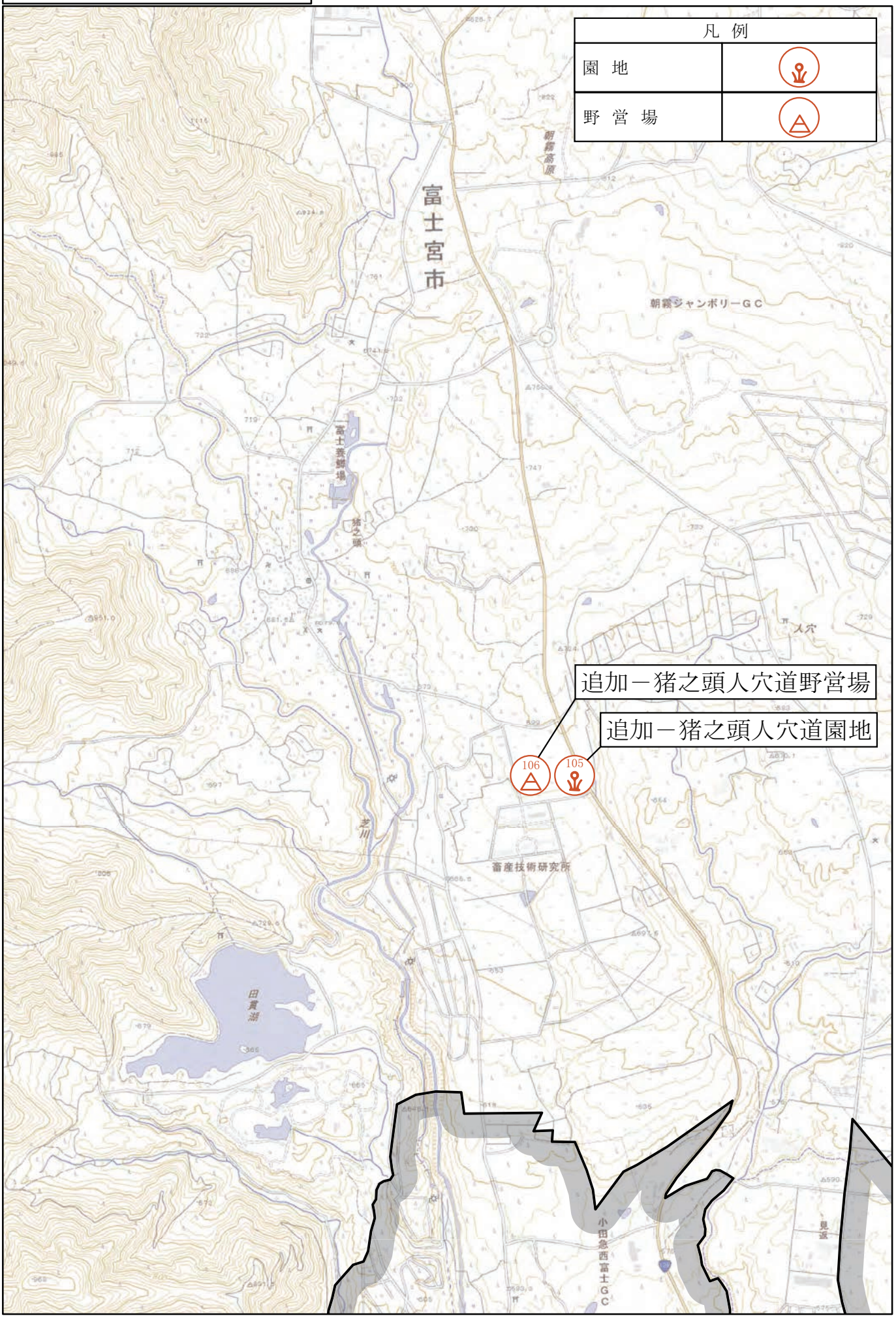

N

1:25,000

利用施設計画変更図4

N

1:25,000

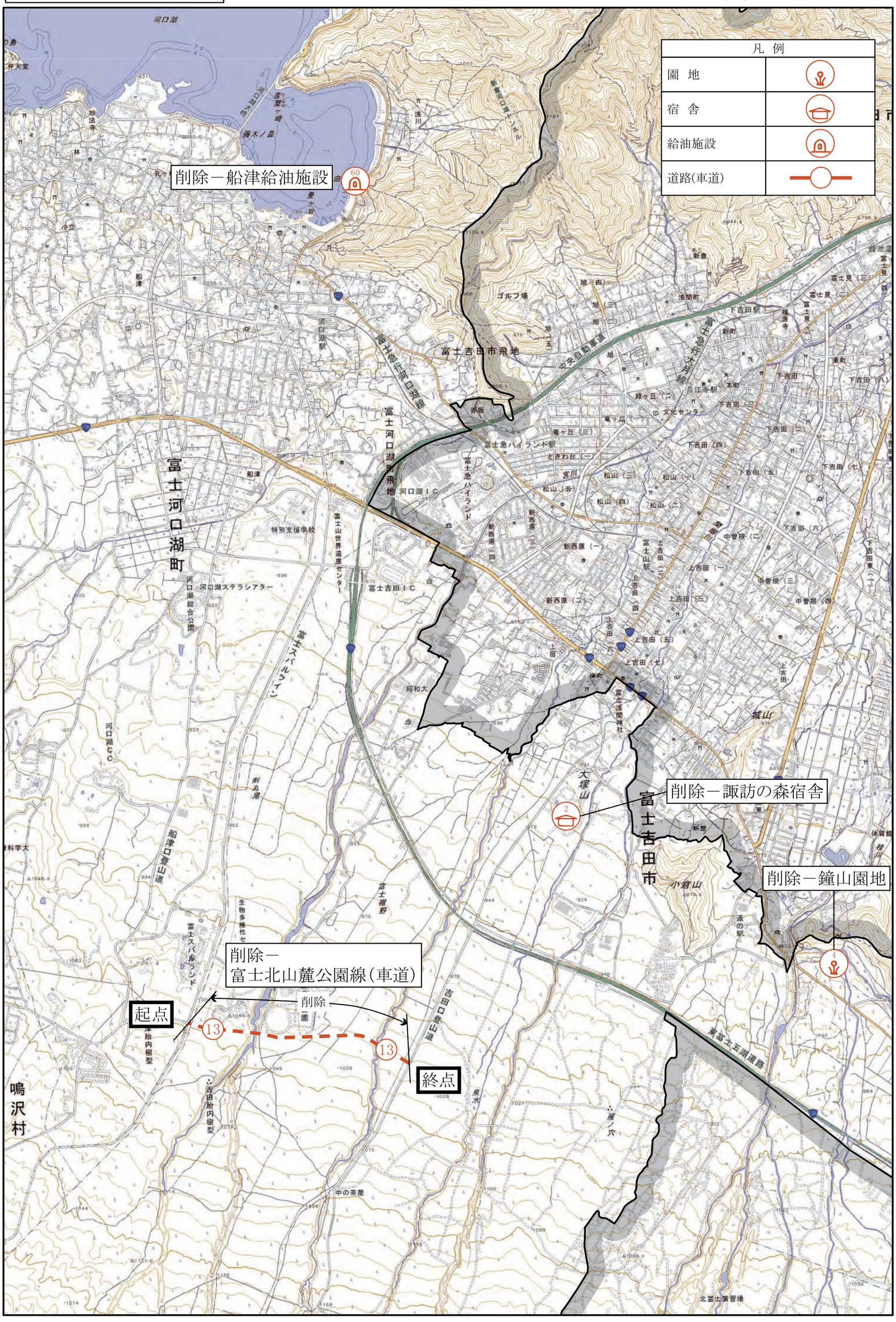

利用施設計画変更図5-1

N

1:25,000

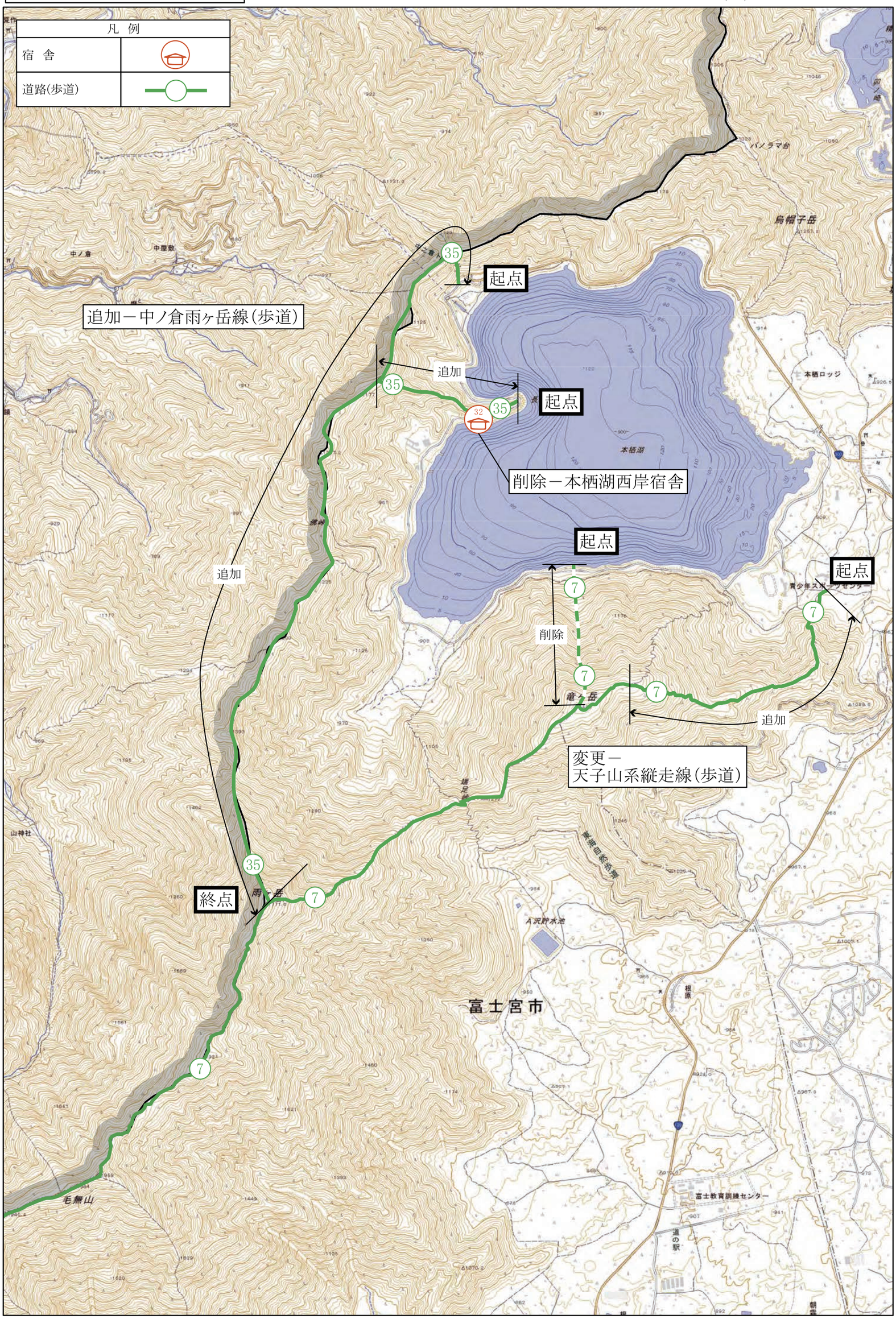

利用施設計画変更図5-2

N

1:25,000

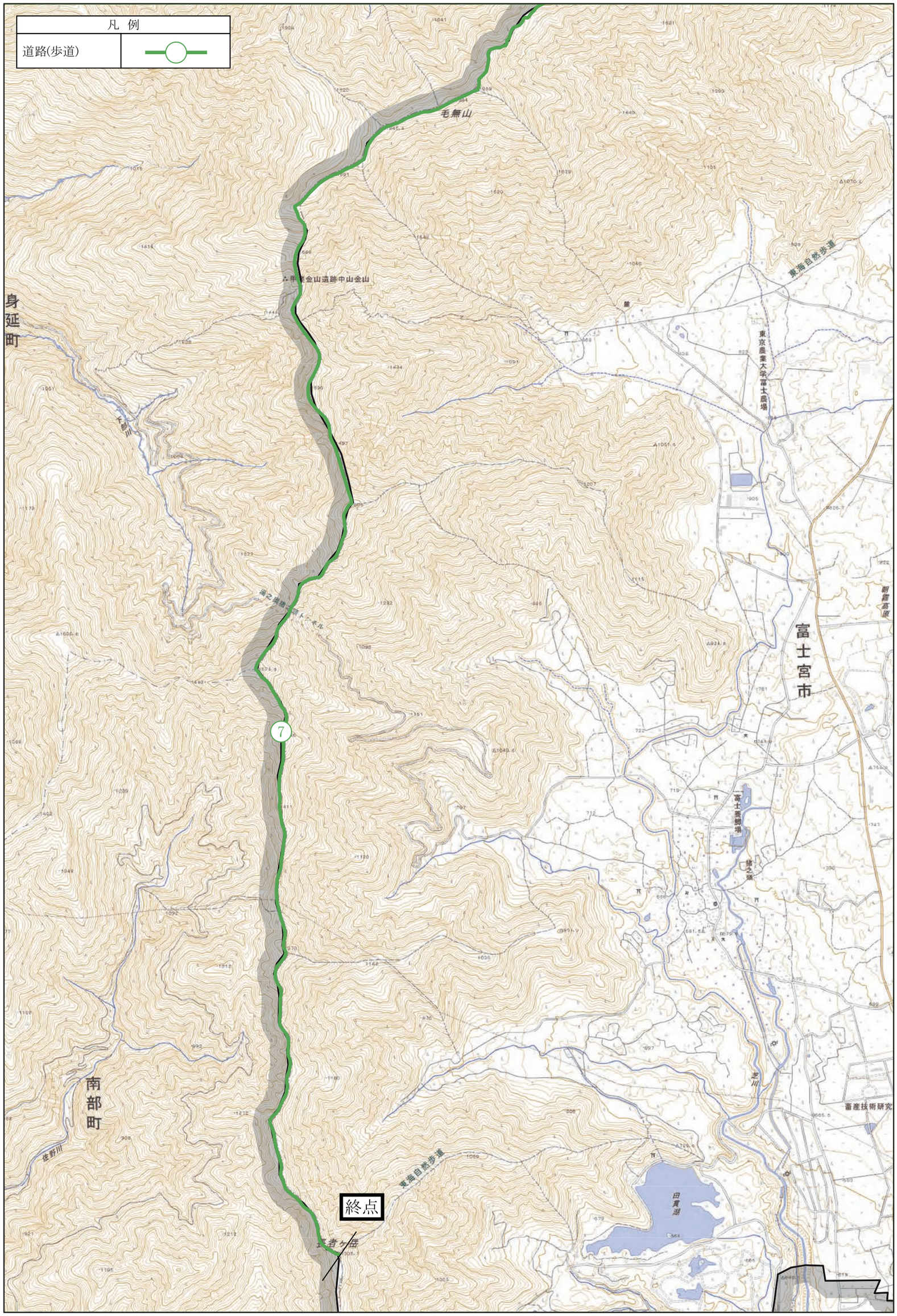

利用施設計画変更図6

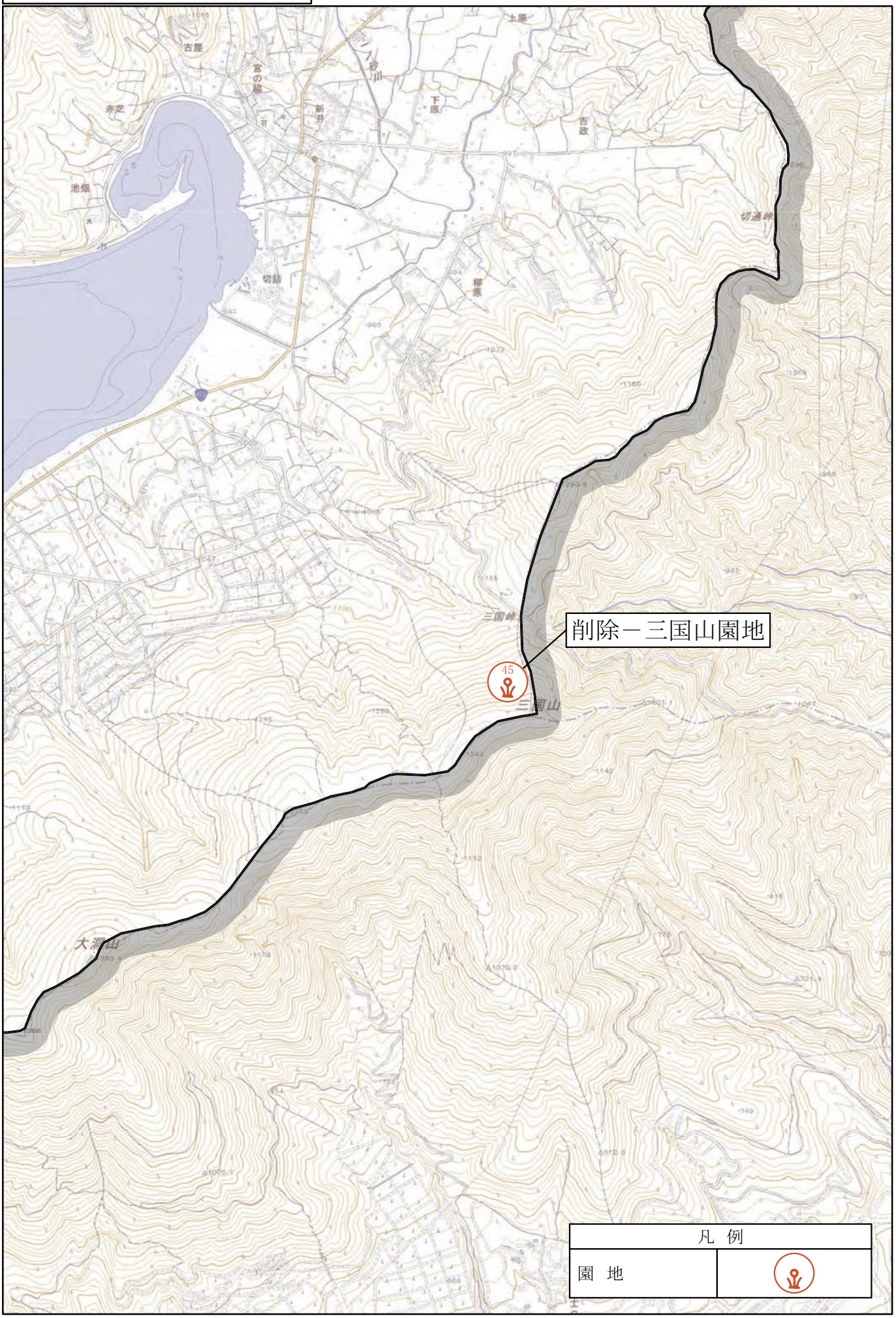

N

1:25,000

利用施設計画変更図7

N 1:25,000

利用施設計画変更図8

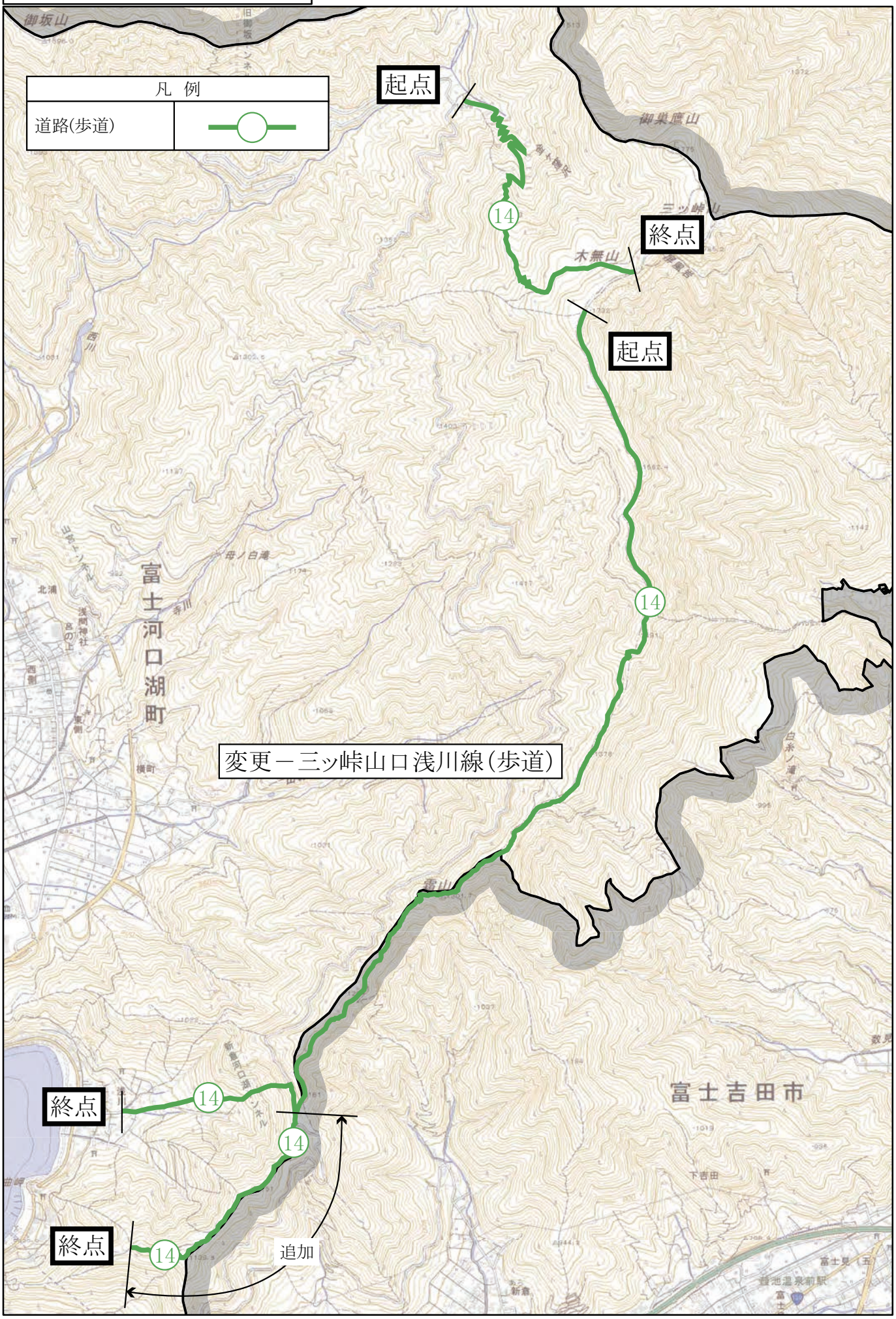
凡　例
道路(歩道)
起点
終点
起点
終点
終点
14
14
14
14
追加
変更－三ツ峠山口浅川線(歩道)
富士河口湖町
富士吉田市
御坂山
御巣鷹山
木無山
三ツ峠山
西川
母ノ白滝
白糸ノ滝
新倉河口湖トンネル
N
1:25,000

利用施設計画変更図9-1

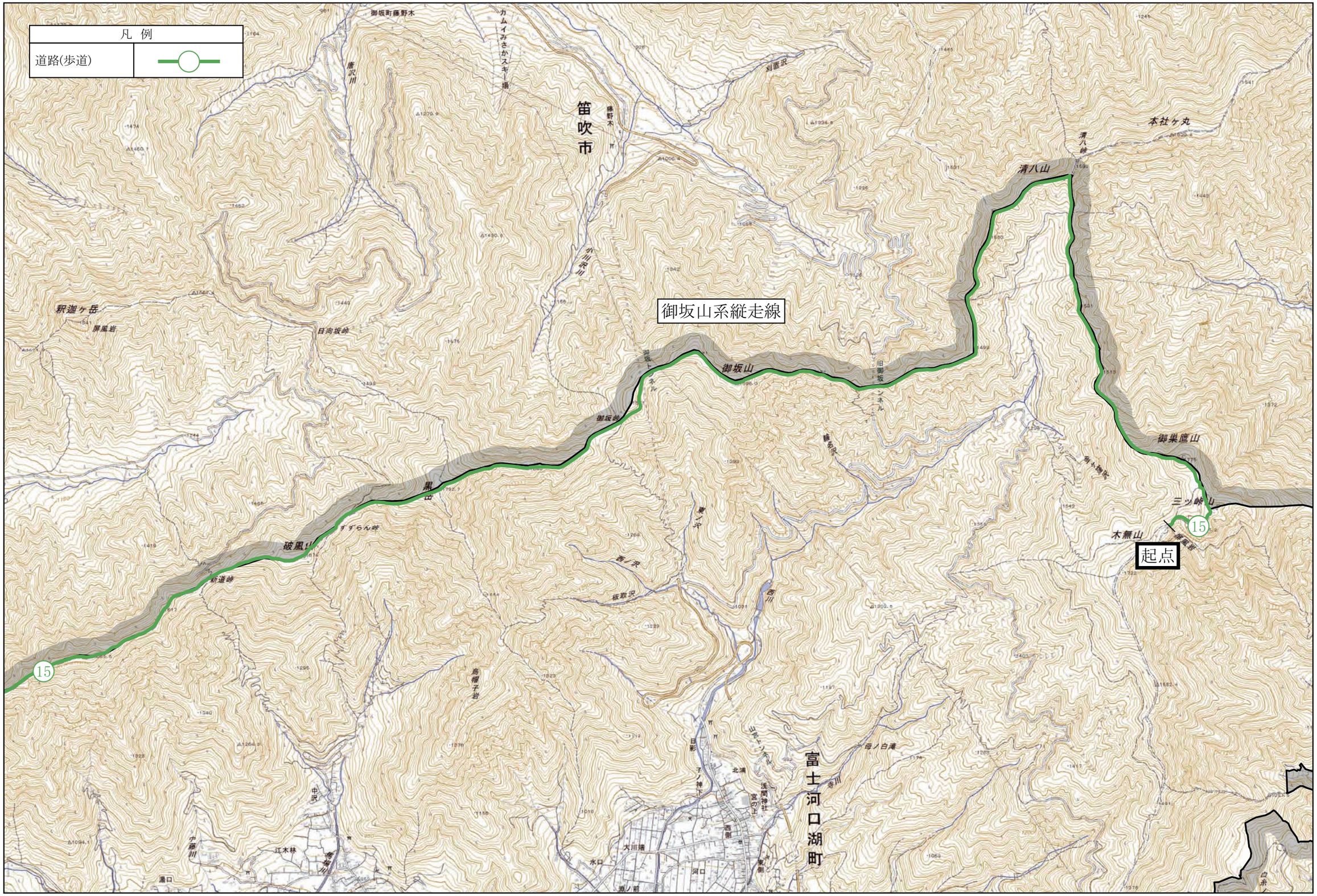

N

1:25,000

利用施設計画変更図9-2

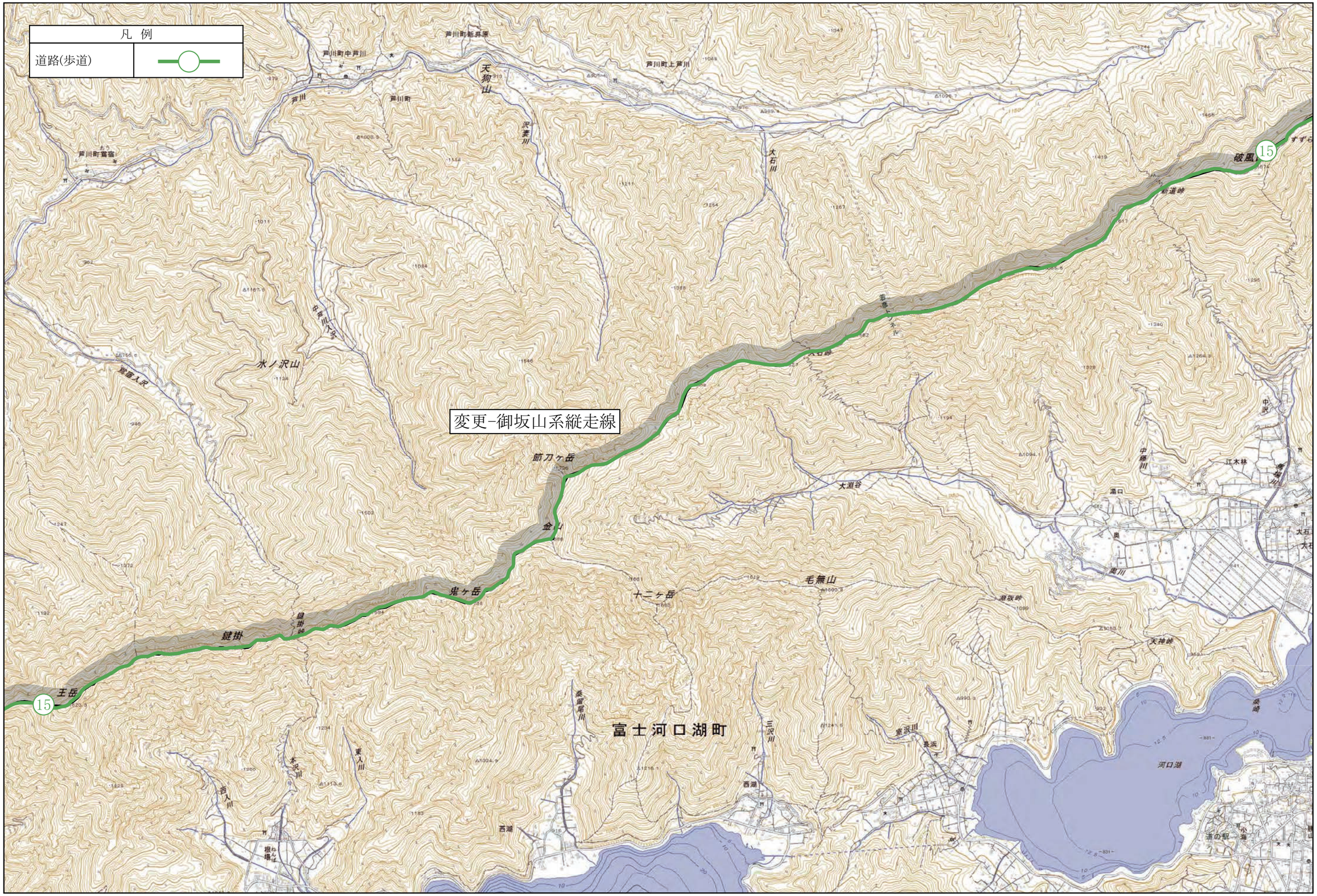

N

1:25,000

利用施設計画変更図9-3

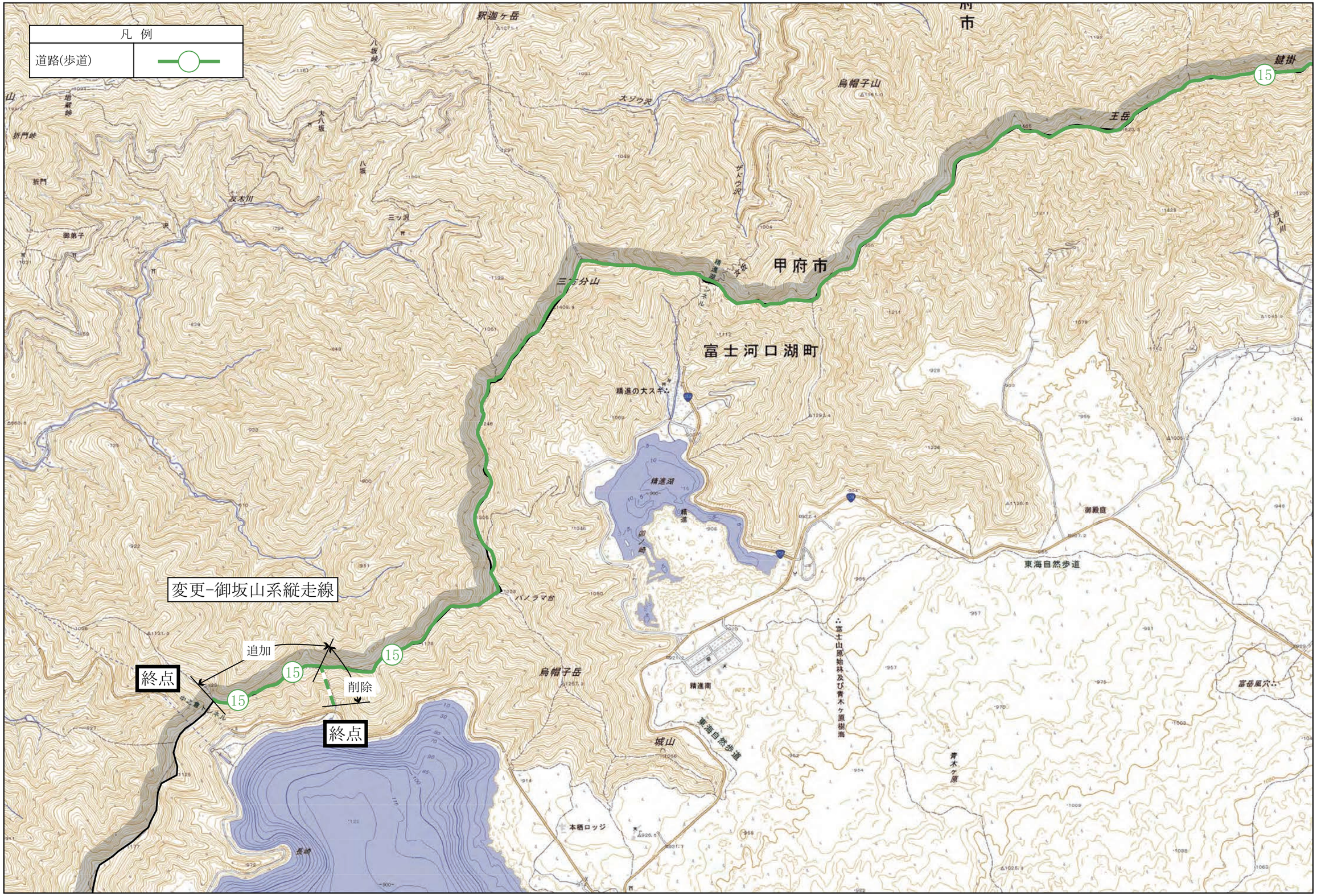

N

1:25,000